



～家庭でもできる身近なSDG s～

緑のカーテンコンテストを開催

★環境推進課 ☎25- 1 2 4 9

緑のカーテンは、省エネだけでなく緑に触れることによる心身のリフレッシュ効果もあります。緑のカーテンで環境にも人にも優しい暮らしを始めませんか。

受付期間 9月10日(火)まで（消印有効）

対象 次のすべてに該当すること

- 令和6年度春以降「つる性植物」による緑のカーテンを設置していること

- 設置場所が、市内の住宅・学校・事業所等であること

応募方法 応募用紙と必要書類を郵送、☎または直接環境推進課へ

※詳しくは、環境推進課、支所環境産業課及び市HPで配付の応募要領・応募用紙をご覧ください。



▲昨年度市長賞受賞作品



市HP

生ごみ出しません宣言受付中！

★環境推進課 ☎25- 1 1 7 2

家庭から生ごみを出さず、ごみ減量に取り組む世帯に専用のごみ袋を無料交付する『生ごみ出しません宣言』を受付中です。

「生ごみを出さないために、何をすれば良いの？」
「試してみないと続けられるか分からない…」そんな声にお応えして、新たに2つの取組を始めます！

①ダンボールコンポストを無料配付！

生ごみの減量・再利用について、ご家庭でより気軽に取り組んでいただくため、ダンボールコンポストセットを無料配付します。

対象 市内在住でダンボールコンポスト講習会を受講したことがない方

内容 ダンボール、基材（もみ殻くん炭とピートモスを混ぜたもの）

定員 50世帯（先着順）

申込 7月23日(火)から直接環境推進課または支所環境産業課へ

※ダンボールや基材をその場でお渡しします。車でお越しください。

②電動式生ごみ処理機を無料貸出！

購入を悩んでいる方、ぜひご利用ください。

対象 市内在住で電動式生ごみ処理機を屋内に設置し、維持・管理できる方

貸出機器



リサイclar（パナソニック(株)製）



パリパリキュー ライト（シマ(株)製）

貸出期間 10日以内（休日は除く）

申込 7月23日(火)から11月29日(金)までに電話予約のうえ、直接環境推進課へ

※台数に限りがあるため、お待ちいただく場合があります。

集団資源回収予定表 ＜回収品目は古紙類・缶類です＞

回収場所	日程	時間	問合せ先
アスピーこだま	7月7日(日) 8月4日(日)	午前9時～11時	ハートtoハート (佐久間さんち) ☎22-9300
市役所	7月21日(日)	午前9時～午後1時	
本庄南公民館 ※布類回収も実施	7月13日(土)	午前9時～11時	佐久間さんち ☎22-9300
就労継続支援B型事業所 「佐久間さんち」 (本庄高校北側)	随時受付		ポノポノ ☎23-2195

※天候等の理由で変更になる場合もありますので、各団体にご確認ください。

■令和6年4月分のごみの量
(可燃・不燃・有害・粗大)
家庭系ごみ排出量 1,772.92t
1人1日当たり排出量約 767g
前年同月比 +108g (+16.4%)
事業系ごみ排出量 633.24t
1人1日当たり排出量約 274g
前年同月比 +11g (+4.2%)

後期高齢者医療制度で 医療を受けている皆さんへ

★保険課 ☎25- 1 2 4 5



新しい後期高齢者医療被保険者証（保険証）を送付します

現在の保険証の有効期限は、7月31日(火)までです。
新しい保険証は、7月中旬に特定記録郵便で送付します。
7月末日までに届かない場合は、保険課へお問い合わせください。

○新しい保険証が届いたら

新しい保険証の台紙に、後期高齢者医療制度のデータベースに登録されている被保険者の個人番号（マイナンバー）の下4桁が記載されています。ご確認ください。
ただき、違っている場合は、保険課までご連絡ください。

古い保険証は8月1日(水)以降にご自身で処分してください。なお、保険証には個人情報に記載されています。処分するときは、はさみで切るなどして、内容が読み取られないようご注意ください。

○負担割合をご確認ください

医療機関で受診する際の自己負担割合は、前年中の所得等をもとに判定を行います。負担割合は、新しい保険証に記載してありますのでご確認ください。

後期高齢者医療被保険者証の廃止について

国の法改正によりマイナンバーカードと健康保険証が一体化されるため、12月2日以降は現行の保険証は交付されなくなります。

なお、今回お送りする新しい保険証は有効期限（原則令和7年7月31日）まで引き続き利用できますが、12月2日以降は紛失等による保険証の再発行ができ

ませんので、ご注意ください。

今後、マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を、マイナンバーカードをお持ちでない方やマイナ保険証の利用登録をしていない方には被保険者資格の情報等が記載された「資格確認書」の発送を予定しています。

申請により窓口負担限度額が適用されます

マイナ保険証をご利用ください！

マイナ保険証を利用すると、更新の手続きなく自己負担限度額を超える支払いが免除されます。

医療機関での支払いが所得区分に応じた金額までとなる、限度額適用・標準負担額減額認定証（または限度額適用認定証）を発行しています。

対象 次の①②のいずれかに該当する方

①被保険者が住民税非課税世帯（世帯全員が所得申告

済みで住民税非課税の世帯）の方

②現役並み所得者で、課税所得が690万円未満（本人及び同じ世帯にいる後期高齢者医療制度の被保険者の課税所得）の方

前年度にいずれかの認定証を発行されている方で、今年度も該当する方には、7月下旬に新しい認定証を送付します。

令和6年度の保険料額決定通知書は7月中旬に送付します

保険料の納め方は、同封のお知らせをご確認ください。

○被用者保険の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度の被保険者となる前日に被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額がかかりません。

また、均等割額は、制度加入後2年間に限り5割軽減されます。

なお、所得の少ない方に対する均等割額の軽減にも該当する場合、軽減割合の大きい方が適用されます。